

第 1 県 税 事 務 運 営 方 針

1 令和 7 年度県税事務運営方針

2 令和 7 年度年間行事予定表

1 令和7年度県税事務運営方針

第1 税をとりまく環境

1 令和7年度の経済見通し

令和7年1月24日に閣議決定された『令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度』によると、令和7年度の経済見通しは、総合経済対策の効果が下支えとなって、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き、民間需要主導の経済成長となることが期待される。また、実質GDP成長率は1.2%程度（6年度は1.3%程度）の上昇率になると見込まれている。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要があるとされている。

本県経済についても、日本銀行松本支店の「長野県の金融経済動向」（令和7年4月1日）によると、「個人消費は緩やかに増加している。」、また、「雇用・所得は、緩やかに改善している。」ことなどから、「長野県経済は、持ち直している。」とされている。

2 地方税制度を巡る主な状況

令和6年12月27日に閣議決定された『令和7年度税制改正の大綱』において、給与所得控除の見直し並びに大学生年代の子等に関する特別控除の創設や、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の求めに応じて、地方団体がeLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を経由して電子的に副本を送付することを可能とするなどの改正を行うこととしている。

また、自動車関係諸税については、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討していくとされている。

3 県財政の状況

令和7年度の県税収入については、令和6年度の税収見通しを踏まえるとともに、最近の経済情勢も勘案し、前年度当初予算額と比べて6.0%増の約2,547億円を見込んだところであり、また、県の施策に活用できる実質的な一般財源についても、前年度比約127億円増加する見込みとされている。

一方で、当初予算段階で110億円の財源不足が生じており、今後も基金残高は減少していく見通しで、建設事業債の残高が5年連続増加するとともに、高校再編等も見込まれる中で、投資的経費の重点化や事業の平準化、交付税措置のない県債の発行抑制が必要な状況であり、今後の県財政は、高齢化による社会保障関係費の増加や金利上昇等により、これまで以上に厳しい財政運営を強いられることが懸念される。

第2 県税務行政の責務

国・地方を通じて財政状況が極めて厳しい中、安定的な財政運営に必要な一般財源の確保はとりわけ重要であり、地方団体の自主財源である地方税がその基本的な役割を果たしている。これからも県財政は引き続き厳しい状況が続くことから、県民生活の安定・向上を図るためには、県税収入を確保するとともに、納税者の信頼に応える事務運営を遂行していくことが極めて重要である。

税務職員は重大な責務を担っていること、税務行政上の誤りを根絶することを一人ひとりが改めて認識し、目標意識を持って担当業務を行うとともに、管理監督の立場にある職員は、適時・適切な進行管理を行い、組織的に業務を運営するよう努めなければならない。

特に不適切事案の発生防止に向けた取り組みや、適正な課税と収入未済額の縮減については、納税者である県民の信頼を確保するための重要な課題である。組織的なチェック体制の構築や知識の共有により、チーム（組織）としての仕事の精度を高めるとともに、より効果的で効率的な事務処理を行うことを通して、適正な課税事務の実現と収入未済額の一層の整理推進を図るものとする。

また、県民が安心して納税していただけるよう、窓口や電話での対応は誠意を持って分かりやすく行うとともに、税務情報は私人のプライバシーに深く関わることを常に認識し、適正な管理の徹底を図るものとする。

第3 重点実施項目

長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」の基本目標である「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向け、令和7年度も引き続き、次に掲げる重点実施項目に基づき、税収の確保と県民の信頼に応える適正・公平な事務運営に努める。

1 収入未済額の縮減に向けた取組

収入未済額の縮減は、税務行政の適正・公平な執行と税務行政への信頼確保の両面で重要かつ喫緊の課題であることから、税務職員の総力を挙げて次の事項に取り組む。

なお、納税相談に当たっては、親切・丁寧な対応を心がけるとともに、納税者の生活状況等の客観的な把握に努め、滞納事案の早期かつ確実な完結に結びつく最善の方法をとるものとする。

(1) 徴収手続きにおける最も有効な手段として、滞納処分を一層強化する。

(2) 今年度の徴収目標は、次のとおりとする。

ア 現年度課税分の徴収率は、前年度実績を上回ること

イ 滞納繰越分の収入未済額は、前年度を下回ること

(3) 本方針及び別途策定する「令和7年度県税徴収対策」を踏まえ、県税事務所及び地域事務所においては、自所における滞納事案の状況や職員体制を勘案の上、徴収体制を整えるとともに、所の実情に応じた徴収率や処分件数などの数値目標や滞納整理重点取組期間等にお

ける取組内容、県税事務所と地域事務所間の具体的な連携などを定めた「滞納整理計画」を策定し、組織的な滞納整理を実施する。

- (4) 所長及び収税課長等の管理監督する立場にある者は、調定収入見込等に合わせ定期的にヒアリングを実施し、進行状況等を確認の上、具体的な指示を与えるなど、組織的かつ機動力のある滞納整理の推進に努める。
- (5) 税務課徴収対策担当兼務職員の配置によりエリア支援機能を一層強化し、県税事務所と地域事務所の連携の確保、市町村税徴収支援の充実、徴収担当職員の徴収技術の向上を図る。
- (6) 電子（自動音声・SMS（ショートメッセージサービス））催告及び一斉文書催告を効果的に実施することにより、自主納付を促進し、滞納整理対象者数の早期圧縮を図る。
- (7) AI－OCRシステムを活用した給与照会及び電子預貯金照会システム（Pipit LINQ）による預貯金調査など、効率的に財産調査を行うことで、迅速かつ効果的な滞納処分を推進する。
- (8) 差押案件の進捗管理を厳正に行い、不動産や自動車などの差押財産の公売を積極的に実施する。
- (9) 各所の徴収担当職員は、県税事務所課税課と緊密に連携し、課税情報の共有を円滑に行うことにより、滞納整理の早期着手や効率的な実施を図る。
- (10) 納税が困難と判断される者に対しては、収支状況や財産状況を客観的に把握した上で、徴収猶予及び換価の猶予を適用する。

2 市町村等との連携による取組

(1) 協働による滞納整理の実施

収入未済額の約8割を占める個人県民税の対策については、県税事務所及び地域事務所において、市町村の徴収体制やニーズを把握した上で、市町村の職員と協働して徴収に当たる併任徴収、市町村の同意のもと県が個人住民税を直接徴収する特例徴収及び共同文書催告等を効果的に組み合わせて行うなど、市町村税徴収支援を通じて、県・市町村税の一層の税收確保を図る。

(2) 市町村の税務事務支援

市町村税務職員実務研修をはじめ、研修会や各種会議の開催を通じて徴収技術の向上を図るとともに、県税事務所及び地域事務所において、より地域に密着した丁寧な技術的支援や助言を行うなど、市町村の税務事務支援を強化する。

(3) 長野県地方税滞納整理機構との連携

市町村移管事案と重複する県税滞納案件を長野県地方税滞納整理機構に引き継ぎ、効率的な滞納整理を実施する。

また、徴収事務に係る各種研修会等を連携して実施することで、県内自治体の徴収担当職員の徴収技術の向上を図る。

3 主な税目ごとの適正課税に向けた取組

税務行政の円滑な運営の基本は、第一に適正・公平な課税にある。

そのため、税務職員として必要な知識の習得に努めるとともに、事務担当者会議の内容を係内で十分に共有し、必要に応じて他所や税務課に処理方法を確認することにより理解を深め、適正な事務処理に十分な留意をすることが必要である。そして的確な調査・検査及び適切な申告・納税指導を行うことで、円滑な納付につなげていくことが重要である。

また、収集した税目ごとの情報共有と、事務分担の弾力的な運用などにより業務の効率化を図る。

地域事務所においては、直接課税を行わないものの、申告書や申請書の受付を行い、住民サービスを低下させないように努める。税務署調査、法務局調査など地域事務所管内の課税調査において管轄する県税事務所への必要なサポートを行うほか、不動産取得税の外国人取得者に係る調査などは、確実な納税につながることから、県税事務所の付置機関として積極的に参画するものとする。

(1) 宿泊税（新税）

法定外目的税の新設について総務大臣の同意を経た上で、令和8年6月から宿泊税の課税を開始する予定であるが、その税収を活用して77市町村と協調して観光振興に取り組むことが想定されていることを踏まえ、市町村や関係団体等と連携しながら、新税の円滑な課税開始に向けて一体となって準備を進める。

(2) 法人県民税・法人事業税

近年の頻繁な税制改正による地方法人課税の複雑化に対し、研修等の機会を活用し理解を深め、正確な事務処理と適切な申告指導を行う。

外形標準課税法人及び自主決定法人に係る課税事務に当たっては、調査手法の習熟と改善に努め、外形標準課税調査班と県税事務所との密接な連携により、計画的な調査・指導を実施する。

また、eLTAX を利活用することにより、事務処理を効率化し、調査業務を充実させることで、より適正な課税の実現に結び付ける。

(3) 個人事業税

国税連携システムの効果的な活用や税務署との連携による課税資料の確実な収集を行うとともに、課税要件である資格・免許の有無等の綿密な調査による適正な業種認定により、課税客体の的確な把握に努める。

また、各種控除額の正確な把握を行うとともに、計画的に自主決定調査等を行い、適正な課税標準の算定及び早期課税に努める。

(4) 不動産取得税

法務局や市町村と連携して重複や漏れがないよう課税資料を収集し、課税客体を的確に

把握することにより、適正・公平な課税に努めるとともに、事務処理の一層の効率化・早期課税に努める。

価格の決定や軽減制度の適用に当たっては、複数職員によるチェックを徹底するとともに、課税に係る電算システム出力帳票やチェックソフトを活用した効果的かつ効率的な確認を行うなど、適正な事務処理に努める。

家屋の評価に当たっては、家屋評価班と県税事務所との密接な連携により、評価技術の向上を図り、適正かつ速やかに価格を算定する。

また、納税義務者に対しては、課税内容や制度等について丁寧な説明を行い、十分な理解が得られるよう努める。

(5) 軽油引取税

特別徴収義務者に対して適切な申告指導を行うとともに、流通経路調査等の実施及び軽油流通情報管理システムの活用により正確な課税標準量の把握に努める。また、令和6年10月からeLTAXによる申告手続きの電子化が開始されたため、利用者への周知・広報に努め、さらなる利用促進・普及を図る。

不正軽油事案に対しては、軽油特別調査班と県税事務所が密接に連携し、迅速かつ確実な調査により厳正に対処するとともに、不正軽油撲滅に向け、不正軽油撲滅協議会構成員との連携を強化して積極的な啓発活動を実施する。

また、抜取調査用に採取した軽油については、調査要領に基づき、1次検査が適格で以降の検査が不要となり残った軽油のうち再利用が可能なものを、農業試験場等の重機の燃料として有効活用するとともに、係長が責任をもって、抜取量、農業試験場等へ引き渡した量及び廃棄量の適正な管理を行う。

免税制度については、令和7年4月1日以降、船舶のうち専らレクリエーションの用に供するものが免税対象から除外されることに伴う事務処理の変更に留意するとともに、引き続き適正円滑な運用を行う。

(6) 自動車税（環境性能割・種別割）

ア 定期課税に当たっては、納税通知書の送達等を適正かつ確実に行うとともに、納期内納付促進に向け、納期限、地方税統一QRコードを利用したスマートフォンアプリ等による非接触型の納付方法、納税が困難な場合の相談先等について、より効果の見込まれる広報媒体を活用し、広く周知を図る。

イ 納税義務者等に対しては、環境性能割及び種別割の制度、課税内容、納付方法等について丁寧な説明を行い、十分な理解が得られるよう努める。

ウ 県税事務所及び地域事務所の協力を得て、車検切れ車両や相続人に関する調査等を行い、課税客体や納税義務者の把握と適正な課税に努める。

エ 自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）について、引き続き関係団体と連携し、更なる普及・利用促進を図る。

4 県税データのセキュリティの徹底

「長野県内部統制基本方針」等を踏まえ、セキュリティを阻害するリスクの評価やリスクに対する行動計画の取組を適切に行うとともに、特に次の事項について取組の徹底を図る。

(1) 情報資産の適正な管理

税務電算システム、地方税電子申告審査システム、国税連携ネットワークシステム及び自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）及び地方税共通納税システムで取り扱う県税に係る情報は、重要性が高い情報資産であるため、長野県情報セキュリティポリシーに基づき、業務目的以外の利用や業務に関係のない情報の閲覧及び情報資産の漏えいがないよう、厳正かつ適正に管理する。

また、情報セキュリティ責任者の許可を得ない情報資産の持ち出しは行わない。

(2) 文書等の適正な管理

文書等に記載された税務情報が第三者の目に触れることのないようにするとともに、紛失や盗難を未然に防止するため、日頃から机やロッカー、共有サーバ等に有する文書等を整理整頓し、厳正に管理する。

また、「長野県公文書等の管理に関する条例」（令和4年4月1日施行）の趣旨を踏まえ、県政の適正かつ効率的な運営と、県の税務行政に関する説明責任を全うするため、公文書を適正に管理する。

(3) 個人情報保護の徹底

個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例に則って厳格に行う。特に、納税者あてに発送する文書には多くの個人情報が含まれることから、誤送付を防ぐための対策を確実に講じる。

また、納税証明書の交付に当たっては、申請者に身分証明書の提示を求めるなど、本人確認を厳格に行う。

さらに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の活用により個人番号を収集するに当たっては、特定個人情報の取扱いを厳格に行う。

5 その他の取組

(1) 租税教育の推進

次世代を担う子ども達に対して「税」に関する意識啓発を図るため、引き続き、税務署、市町村、税理士会、納税貯蓄組合及び教育関係機関と連携しながら、各地域の租税教育推進協議会等が実施する小・中学生を対象とした租税教室、県・市町村の租税教育担当職員を対象とした租税教室講師向け研修会、中学生・高校生を対象とした「税に関する作文」に参画する。また、これから社会人となる高校生や大学生を対象とした租税教室を開催するなど、租税教育の一層の推進を図る。

(2) 電子化の推進

ア 電子申告・電子納税は納税者にとって利便性の高いものであることから、更なる利用の促進が図られるよう環境を整備し、納税者への周知に努める。

特に、令和5年度からは納税通知書等に地方税統一QRコードを搭載することにより、全税目で電子納税が可能となっていることから、地方税統一QRコードの利用方法を周知し、電子納税のより一層の利用促進を図る。

また、eLTAX 電子申告データ及び個人事業税の課税に係る国税連携データの利用等を進め、業務の効率化及び省力化を図る。

イ RPA（Robotic Process Automation）については、国税連携システムからダウンロードした申告書データのPDF化を自動で行うなど、業務の効率化を図っているところであり、今後、更なる活用を図る。

ウ AIチャットボットについては、県民からの問い合わせに24時間365日対応し、利便性の向上及び業務の効率化を図っているところであり、今後、更なる充実を図る。

エ 税務手続きに係る納税者の利便性向上を図るため、令和4年度から、個人事業税及び不動産取得税の一部の申告等のほか、自動車税の身体障がい者減免申請について、ながの電子申請サービスを利用した受付を開始したことから、これら手続きの利用の促進が図られるよう周知に努める。

オ 上記以外の手続きについても、オンライン化の検討を進めるとともに、早期の運用開始に向けた整備を進める。

(3) 税務電算システムの再構築

現在の税務電算システムは、安定稼働しており特段大きな課題等はないものの、近年では、大規模な税制改正等が毎年続くなど、高額なシステム改修費用が大きな財政負担になっている。この課題を解決するため、現行システムを運用しているサーバ基盤が更新される令和10年10月に、複数県で税務システムを共同利用するクラウドサービスに移行することとする。システム再構築にあたっては、関係部局と連携を図り、総合的な費用対効果、業務の最適化を考慮したシステム要件を検討し、調達仕様書の策定を進める。

2 令和7年度年間行事予定表

(1) 強調月間等

実施事項	期 間	実 施 内 容
自動車税種別割納期内納付の促進等	7年5月	自動車税種別割の納期内納付率の向上、非接触型の納税方法、納税困難な場合の相談先等の周知を図るため、納期内納付促進広報を行う。
軽油引取税に係る一斉抜取調査 (関ブロ)	7年6月	不正混和軽油等の使用による軽油引取税のほ脱を防止するため、関ブロ一斉路上抜取調査を実施する。
滞納繰越分滞納整理強化期間	7年6月～9月	滞納繰越分の案件全てについて、それぞれ滞納処分の方針を決定し、その方針に基づき滞納整理を実施する。
自動車税種別割 SMS (ショートメッセージサービス) 催告 一斉文書催告	7年6月～8月 7年8月～11月	現年分自動車税種別割について、滞納初期段階の未収金を圧縮するため、携帯電話へのSMSによる催告、一斉文書催告 (毎月1回) を行う。
自動音声電話催告	通年	自動車税 (種別割) 及び一般税の滞納者 (現年分・滞納繰越分) に対して、自動音声電話による催告を行う。
不正混和軽油等に係る調査強調月間	7年10月	不正混和軽油等の使用による軽油引取税のほ脱を防止するため、全国一斉路上抜取調査及び大口需要者に対する抜取調査を重点的に実施する。
現年分自動車税種別割早期滞納整理 強化期間	7年8月～12月	現年分自動車税種別割について、自主納税の促進を図るため、催告や財産調査等を集中的に実施する。
現年分自動車税種別割滞納処分強化期間	7年12月～8年2月	現年分自動車税種別割について、差押え、搜索、タイヤロックなど滞納処分を中心とした滞納整理を行う。
自動車税種別割の課税の適正化月間	8年2月～3月	自動車税種別割の課税の適正化を図るため、次により移転登録・抹消登録・変更登録等の広報を実施する。 〔本 庁〕運輸支局等との連絡協調 〔県税事務所〕市町村広報誌、有線放送等を活用した広報及び滞納整理等の機会における指導
年度末滞納整理強化期間	8年2月～5月	税收確保と未収金の縮減を図るため、総力を挙げて滞納整理を実施する。

(2) 諸 会 議

ア 県税事務所長等会議	4月、2月
イ 県税事務所収税課長等会議	4月、6月、11月、2月
ウ 県税事務所課税課長・係長等会議	4月
エ 自動車税事務担当者会議	4月、2月

(3) 研 修

	研 修 名	対 象 者	人 員	期 日	主な研修内容
一 般 研 修	税務課程専門研修(初任者)	新たに税務職員になった者及び所属長が認める者	人 40	○第1期 4月14日、15日(2日) ○第2期 7月9日(1日)	・税務職員の心構え ・租税の基礎知識 ・グループ別実務研修
	納税相談知識向上研修	今年度から税務職員となった者及び昨年度伝達研修未受講者	40	9月8日(半日)	・自殺予防、生活保護、制度資金等納税相談の際に必要な知識の習得
専 門 研 修	自動車二税減免事務研修会	事務担当者	15	4月18日(半日)	実 務 研 修
	不動産取得税事務担当者会議	〃	12	4月22日(半日)	〃
	不動産取得税家屋評価初任者研修(第1期)	事務担当初任者	12	5月中旬(1日)	〃
	法人二税事務担当者会議	事務担当者	12	5月16日(半日)	〃
	不動産取得税家屋評価初任者研修(第2期)	前期受講者	12	8月28日～29日(2日)	〃
	不動産取得税課税免除実務者研修会	〃	12	6月9日(半日)	〃
	外形標準課税研修会	〃	12	5月14日(半日) 12月中旬(半日)	〃
	不動産取得税家屋評価実務者研修	〃	12	11月中旬(1日)	〃
	不動産取得税承継事務事例研究会	〃	12	11月下旬(半日)	〃
	個人事業税研修会	〃	12	11月下旬(半日)	〃
	法人事業税研修会	〃	12	11月下旬(1日)	〃
	軽油引取税事務事例研究会	〃	8	11月下旬(半日)	〃
	収入管理事務事例研究会	〃	20	12月中旬(1日)	〃
	徴収事務に関する伝達研修	〃	30	1月9日(1日)	〃
	不動産取得税家屋評価現地研修	〃	—	随時開催 (各所の要望による)	〃

(4) 表 彰

税務行政に協力した納税者等の表彰 11月

(5) 税務考査（県税事務所）

定例考査

北信 7月

諏訪、飯田 8月

東信、南信 9月

総合、中信 10月

(6) 広 報

ア テレビ、ラジオスポット等

自動車税納期内納付の促進 5月

イ ポスター、パンフレット等

くらしと県税 7月

不正軽油撲滅の啓発 10月

(参考)

税政研究会行事計画

評議員会 4月

固定資産評価研修会 7月～12月

総則関係実務研修会 7月

農業所得事務担当者研修会 11月

幹事会 3月